

原 議 保 存 期 間 3 年  
(平成26年12月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長  
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長

警 察 庁 丁 規 発 第 1 3 5 号  
平 成 2 3 年 1 0 月 2 5 日  
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

良好な自転車交通秩序の実現に向けた自転車通行環境の整備について（通達）

本日、「良好な自転車通行秩序の実現のための総合対策の推進について」（平成23年10月25日付け警察庁丙交企発第85号、丙交指発第34号、丙規発第25号、丙運発第34号。以下「局長通達」という。）が発出され、局長通達において推進すべき対策として「自転車の通行環境の確立」が指示されたところである。

これまで、国土交通省と連携し自転車専用の走行空間を整備し、自転車と歩行者の分離を進めてきたところであるが、各都道府県警察においては下記の事項に留意の上、更なる計画的な整備に努められたい。

## 記

### 1 趣旨

自転車の通行環境の整備については、これまで、道路管理者と連携して「自転車通行環境整備モデル地区」事業を始め鋭意推進してきたところであるが、良好な自転車交通秩序を自転車の通行環境の面から実現するためには、自転車専用の走行空間を整備するとともに、自転車と歩行者との分離を進めていくことが不可欠である。

そこで、各都道府県警察において、道路ネットワークの連続性の確保に配意し、道路管理者、地方公共団体等と連携した上で、計画的に以下の事業を実施することにより、自転車通行環境の整備促進を図ろうとするものである。

### 2 自転車の通行環境の確立

#### (1) 自転車専用の走行空間の整備

##### ア 一方通行自転車道の整備（局長通達第2-1(1)ア関係）

自転車交通量が多く、自転車交通の整序化を図る必要がある道路で、従来自転車道の整備が困難であった道路において、規制標識「自転車一方通行」を活用した自転車道の整備を積極的に検討すること。

##### イ 自転車専用通行帯の整備（局長通達第2-1(1)イ関係）

自転車専用通行帯の整備に際しては、整備された自転車専用通行帯が駐停車車両等により通行が困難とならないように、自転車専用通行帯を整備する目的の広報活動を実施するほか、荷捌き場所を確保するなどの総合的な駐車対策を検討すること。

##### ウ パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備が設置されている道路における自転車道等の整備（局長通達第2-1(1)ウ関係）

パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備（以下「パーキング・メーター等」という。）が設置されている道路の付近に、民間の駐車施設が整備され、駐車需要を満たしているか等、駐車実態を十分に調査した上で、パーキング・メーター等の撤去を検討すること。

エ 自転車専用の走行空間の整備に当たっては、自転車利用者の視点に立って、自転車利用者が安全で快適に通行できるよう配慮し、自転車通行環境のネットワーク性を勘案しつつ、整備を推進すること。

## (2) 自転車と歩行者の分離

ア 普通自転車歩道通行可の交通規制の実施場所の見直し（局長通達第2-1(2)ア関係）

現在、交通規制基準では、幅員2メートル（特に必要がある場合は、1.5メートル）であって、かつ、歩行者・自転車の通行に支障・危険がないと認められる歩道において普通自転車歩道通行可（以下「自歩可」という。）の交通規制を実施することができるが、幅員3メートル未満の歩道における自歩可の交通規制は、

- ・ 歩行者の交通量が極めて少ない場合
- ・ 自動車の走行速度が高い、大型車の混入率が高い等、車道を通行すると危険な場合
- ・ 保育施設等が存在するため幼児を同乗させている自転車の交通量が多い場合等を除き、沿道環境等を総合的に勘案して、原則廃止の方向で見直すこと。

イ 自歩可の交通規制が実施されている歩道（普通自転車の歩道通行部分の指定がある場合を除く。）をつなぐ自転車横断帯の撤去（局長通達第2-1(2)イ関係）

現在、自転車は、車道又は歩道のいずれを通行していても、自転車横断帯がある交差点を通行する場合にあっては、自転車横断帯を進行しなければならず、自転車横断帯が自転車に不自然かつ不合理、場合によっては危険な通行を強いることとなり得る。したがって、普通自転車の歩道通行部分の指定がある場合を除き、自歩可の交通規制が実施されている歩道をつなぐ自転車横断帯は撤去すること。

## (3) 都道府県独自の対策の実施（局長通達第2-1(3)関係）

自転車専用灯器の設置やそれ以外の対策についても、各都道府県警察の実情に応じた独自の対策を検討すること。

## (4) 自転車駐車場等の整備

道路管理者等が自転車駐車場等（道路管理者が附属物として設置する自転車駐車場及び道路管理者以外の者が設置し、駐車の用に供する自転車等駐車器具をいう。）の整備のために協議等をしてきた場合には、迅速かつ柔軟に対応すること。

## 3 報告

(1) 各都道府県警察においては、自転車通行環境の確立に係る平成24年度事業計画を策定し、様式1及び2により警察庁に報告すること。

ア 様式1

別添の記載要領を参照し、平成24年度に整備を計画している路線の区間数と距離を、様式1により報告すること。

#### イ 様式2

自転車専用灯器の設置等、各都道府県警察の実情に応じた独自の対策について、平成24年度の計画を報告すること。

- (2) 報告期限は平成24年1月31日とし、下記担当者宛てにP - W A Nにて報告すること。進捗状況等の報告については、別途通知する。

#### 4 その他

- (1) 今後、自転車通行環境整備モデル地区の調査結果等を踏まえ、自転車対策に係る更なる検討がなされる予定であることから、その場合における対応については、追って指示する。
- (2) 普通自転車歩道通行可及び自転車横断帯に係る交通規制基準については、年内を目途に改正する予定である。